明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三四四）　二
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（三四五）
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四六）
○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（三四七）　三
○理容師法施行令の一部を改正する政令（三四八）
○美容師法施行令の一部を改正する政令（三四九）
〔省　令〕
○自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令（**総務**八二）
○政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令（**財務**八三）　四
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一七）
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**四八）　五
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**七〇）
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四五五）
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**三三九）　六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**同**三四〇）
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する件（**農林水産**一五二八、一五二九）
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇四八）
○航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示（**同**一〇四九）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**一〇八）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**二〇一～二〇六）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**二〇七、二〇八）
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　財務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示二、埼玉同二～七、長野同三、兵庫同八、九）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三四四号）（総務省）

地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年一一月一日とすることとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第三四五号）（総務省）

1　連携協約制度の創設に関する事項

(一)　地方自治法（昭和二二年法律第六七号。以下「法」という。）第二五二条の二第七項の規定により処理方策（法第二五一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）の提示を求める旨の申請をした普通地方公共団体は、法第二五二条の二第七項の文書の写しを添えて、直ちにその旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとした。（第一七四条の八第一項関係）

(二)　総務大臣又は都道府県知事は、法第二五一条の三の二第一項の規定により自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとしたときは、直ちにその旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である普通地方公共団体にこれを通知しなければならないものとした。（第一七四条の八第二項関係）

(三)　総務大臣又は都道府県知事は、法第二五一条の三の二第二項の規定により処理方策の提示の申請の取下げに同意したときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知しなければならないものとした。（第一七四条の八第三項関係）

(四)　総務大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命した自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めることができるものとした。（第一七四条の八第四項関係）